

# 習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理 システム業務プロポーザル募集要項

## 目 次

項 目	ページ
1. 主旨	2
2. プロポーザルの概要	2
3. 事業の概要	3
4. 必要書類の配布について	3
5. 参加申請手続	3
6. 質問について	4
7. プロポーザルの参加資格及び参加資格の確認	4
8. 提案にあたっての留意事項	5
9. 提案者ヒアリングの実施	6
10. 提案の審査	6
11. 結果の通知	7
12. 契約の候補者	7
13. 提案上限額	7
14. 契約の締結	7
15. 提出書類の取扱い	8
16. その他	8
17. 参考	9

別添 別記様式による

平成30年12月  
習志野市健康福祉部生活相談課

## 1. 主旨

本要項は、習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システムの開発・運用を委託するにあたり、一定の条件を満たす提案者から企画提案書を受け、ヒアリング等を実施したうえで当該企画提案書の審査を行い、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して当該業務の履行に最も適した受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2. プロポーザルの概要

### (1) 事業名

習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム業務プロポーザル

### (2) 事務局

・所在

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所市庁舎1階 生活相談課

・電話番号

047-451-1151(内線217)

047-453-9205(直通)

・電子メールアドレス

seikatsu@city.narashino.lg.jp

・担当

習志野市健康福祉部生活相談課 吉野、瀬山

### (3) スケジュール

公募開始から最優秀提案者の選定までの実施スケジュールは以下のとおりとします。

内容	日程等
募集要項の公表	平成30年12月27日
質問受付期間	平成30年12月27日から 平成31年 1月11日 正午まで
質問回答	平成31年 1月18日
参加申請および企画提案書受付期間	平成31年 1月21日から 平成31年 1月29日 午後5時まで
参加資格確認通知	平成31年 1月31日までに発送
ヒアリング・質疑応答	平成31年 2月上旬
契約候補者選定結果通知	平成31年 2月中旬以降

### (4) 目的

本プロポーザルは、習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム(以下「システム」という。)について、機能の向上、制度改正等のシステム改修への柔軟な対応と機器の安定動作維持を目指し、業務の履行に最も適した受託者を選定するものです。

### 3. 事業の概要

#### (1) 契約期間

① システム賃貸借期間(賃貸借は5年間の長期継続契約)

契約期間 契約締結日から2024年12月31日まで

2019年12月31日までを構築期間とし、2020年1月1日に本格稼働。

※賃貸借期間 2020年1月1日から2024年12月31日(60か月)

② システム保守契約(単年度契約)

2020年1月1日から2024年12月31日まで

③ データ移行業務

契約締結日から2019年12月31日まで

④ 住民情報システム連携業務

契約締結日から2019年12月31日まで

⑤ 滞納管理支援システム連携業務

契約締結日から2019年12月31日まで

#### (2) 納入期限

2019年12月31日

#### (3) 納入場所

① サーバー機器一式

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所市庁舎3階 情報政策課サーバー室

② クライアント機器一式

習志野市鷺沼2丁目1番1号 習志野市役所市庁舎1階 生活相談課

#### (4) 受託業者の選定方法

受託業者の選定は、本要項に従って提出された企画提案書に基づく、ヒアリング方式で行います。

### 4. 必要書類の配布について

#### (1) 配布期間

平成30年12月27日から平成31年1月29日まで

#### (2) 配布方法

募集要項及び仕様書を習志野市ホームページに掲載します。様式は必要に応じてダウンロードしてください。

### 5. 参加申請手続

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、必要書類に記入、押印のうえ、事務局に提出することとします。

#### (1) 提出期限

平成31年1月21日から平成31年1月29日 午後5時(必着)まで

## (2) 提出方法

事務局まで持参(土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時まで)してください。

## (3) 必要書類

### 【資格要件確認書類】

次の①～⑥までの書類を各1部ずつ提出してください。

①参加表明書(第1号様式)

②法人登記簿謄本(申請日前3か月以内に発行されたもの)

(7. ⑥について確認できない場合は、別途確認できる書類をお願いすることがあります。)

③監査報告書の写し

※ 監査報告書に関しては、下記の書類とすること。

・会計監査人設置会社にあつては、無限定適正意見、または限定付適正意見が表明された監査報告書

・上記監査報告書以外で会計参与設置会社にあつては、会計参与報告書

・上記以外の者にあつては、公認会計士、会計士補、税理士のいずれかにより経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名をしたもの

④習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム請負実績報告書(第2号様式)

※様式とは別に、契約したことを確認できる書類を添付すること。

⑤ISO27001/ISMS 及びプライバシーマークの認証取得証の写し

⑥参加資格確認要件の申立書(第16号様式)

### 【企画提案書】

「習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム業務企画提案書作成要領」に従い、正本1部、副本8部を提出してください。

## 6. 質問について

### (1) 質問方法

質問書(第3号様式)を作成のうえ、担当課へ電子メールにより提出してください。件名は「習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システム質問書」とします。メール後は、電話によりその旨を連絡してください。電話や担当課窓口、郵送、FAX による質問・問い合わせは不可とします。また、審査に関わる質問も不可とします。

### (2) 受付期間

平成30年12月27日から平成31年1月11日 正午まで

※受付期間経過後における質問は一切受けません。

### (3) 回答方法

平成31年1月18日に回答をホームページ上で公開します。

## 7. プロポーザルの参加資格及び参加資格の確認

(1) プロポーザルに参加する事業者に必要な資格は次の①から⑦までのとおりとします。

① 平成30・31年度の習志野市入札参加資格者名簿の委託区分に搭載されている者のう

ち、大分類「情報処理」に業種登録申請をしている者であること。

- ② 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を、ホームページ掲載の日から第1位契約候補者選定までの間、受けていない者であること。
- ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有しない者であること。
- ④ 生活保護及び中国残留邦人電算システムを開発又は販売し、平成25年度以降、人口10万人以上の地方自治体の元請として契約した実績があること。
- ⑤ ISO27001/ISMS 及びプライバシーマークの認証を取得していること。
- ⑥ 習志野市からおおむね2時間以内の場所に拠点となる事務所を有し、システム障害があった場合には迅速な対応が可能であり、電話対応、SEの現地訪問対応についても体制を整えていること。
- ⑦ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体のほか、次のアからウまでの事項に該当しない者であること。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、または本業務の審査終了日前6か月以内に手形、小切手にて不渡りを起こした者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

## (2)参加資格確認通知

参加資格は、提出された書類等により審査し、平成31年1月31日までに確認結果とヒアリング・質疑応答の時間を文書にて連絡します。なお、参加資格が無いと確認された参加申請者には、その旨を通知します。

なお、本プロポーザル参加手続後、参加を辞退する場合には、辞退届(第4号様式)を提出してください。

## 8. 提案にあたっての留意事項

企画提案書等が次の①から⑨までのいずれかに該当する場合には、失格となる場合があります。なお、失格となった場合は別途通知します。

- ①提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの
- ②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤提案上限額を超えているもの
- ⑥参加資格を満たさない参加申請者が提出したもの

- ⑦本プロポーザルに対して審査の透明性、公平性を害する行為をした参加申請者が提出したものの
- ⑧企画提案書の内容が提示した要求仕様等の内容と著しくかい離するなど、業務の実施・完了が困難であると判断したもの
- ⑨その他選定委員会が不適格と認めたもの

9. 提案者ヒアリングの実施

提出された企画提案書の内容について、参加申請者の企画提案書のヒアリングを実施し、設置した選定委員会での審査結果により契約候補者を選定します。

(1)ヒアリング

平成31年2月上旬予定。詳細は参加資格確認通知と併せてお知らせします。

(2)場所

習志野市役所市庁舎グランドフロア 会議室 C

(3)出席者

5名以内とします。

(4)ヒアリング方法

提案書の内容について1者あたり50分間(概要説明約30分、質疑応答約20分)を超えない程度の説明を予定しています。なお、説明は提案書の記載内容を逸脱しないものとしてください。プロジェクターは使用可能です。提出した資料の説明用画面などで使用してください。パソコンは応募者側で用意してください。プロジェクター及びスクリーンは事務局にて用意します。

※社名が特定できるものは除いてください。

また、交通費等、ヒアリングに係る費用に関しては、応募者側で負担することとします。

10. 提案の審査

(1)審査

市が設置した選定委員会が提案書の審査を行います。選定委員会の審査結果を受け、最優秀提案者から順に第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者として市が選定します。

(2)審査の基準

審査は、次の項目を審査し総合的に判断します。

審査項目		
1	システム概要及び主要機能	70点
2	データ連携	5点
3	データ移行	5点
4	業務実施体制	15点
5	稼働支援及び運用保守	10点
6	その他	5点
7	受託予定金額(見積書)	40点

※ 合計得点の最も高い者が2者以上あるときは、該当者のうち費用見積りの合計点が最も高い1者を最優秀提案者とします。また、費用見積りの合計点が最も高い者も2者以上あったときは、くじ引きにより最優秀提案者を決定します。

#### 11. 結果の通知

審査の結果については、平成31年2月中旬以降に応募者に通知するほか、ホームページで第1位契約候補者を公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)なお、電話等による問合せは受け付けません。

#### 12. 契約の候補者

- (1) 市は、最優秀提案者をシステム業務の第1位契約候補者として、契約締結交渉を行います。
- (2) 第1位契約候補者が前記8. の失格条件に該当すると認められた場合、または市と契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約締結交渉を行います。第3位契約締結候補者まで、同様に交渉を行います。
- (3) 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、従業員数及び担当者の変更等、実施体制に著しい変更があった場合は、契約候補者としての資格を取消す場合があります。

#### 13. 提案上限額

67,911,145円(税抜)(5年分総額)

※(1)から(5)までの総額が、上記の金額以内となること。

##### (1) システム賃貸借(ハード保守含む)

(60か月分:1月あたりの金額は、総額を60で除した金額とします。システム調達に係る経費のリース料率は含めない額とします。)

##### (2) システム保守(60か月分:1月あたりの金額は、総額を60で除した金額とします)

##### (3) データ移行業務

##### (4) 住民情報システム連携業務

##### (5) 滞納管理支援システム連携業務

#### 14. 契約の締結

- (1) システム調達に係る業務については賃貸借契約とし、システム調達事業者及び本市にて選定するリース業者と賃貸借契約を締結します。
- (2) 市は、第1位契約候補者と契約仕様及び内容等を協議のうえ決定し、賃貸借については、2020年1月1日を開始日として5年間の長期継続契約を締結します。
- (3) 運用保守業務については、運用開始年度及び2020年度以降、2024年12月31日まで、単年度ごとに別途契約を締結します。
- (4) データ移行業務、住民情報システム連携業務、滞納管理支援システム連携業務については、平成31(2019)年4月以降に別途業務委託契約を締結し、2020年1月1日のシステムの正式稼働までに必要な作業を終えることとします。
- (5) 契約に関する事項

### ①支払方法

運用保守業務、連携業務を除く賃貸借及び運用保守に係る経費は、月額払いとします。連携業務については、業務完了後、一括払いとします。請求書を受領した日から30日以内に支払います。

### ②契約保証金

免除

## 15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、習志野市情報公開条例(平成9年条例第17号)に基づき、習志野市として第三者に公開する場合があります。
- (2) 提出書類は、プロポーザルを行う必要な範囲内において複製、複写することがあります。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は認められません。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 提案にあたっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用について、参加申請者の責任において処理してください。

## 16. その他

- (1) 本プロポーザルは、平成31年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものです。このため、本業務に係る平成31年度予算が成立した場合に、審査により選定した契約候補者と契約を締結します。予算が成立しなかった場合には、契約は締結しません。
- (2) その他、プロポーザル手続及び契約手続については、習志野市の関係規程によります。
- (3) 現場説明会は実施しません。
- (4) 業務内容及び履行期間は、事情により変更することもあります。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を行うことがあります。

## 17. 参考

【参考資料(平成29年度決算資料、住民基本台帳、他より)平成30年3月31日現在】

- (1) 人口 : 172,483人
- (2) 世帯 : 78,529世帯
- (3) 生活保護受給者世帯／受給者数 : 1,733世帯／2,204人
- (4) 利用延人数(平成29年度)(複数事業がある場合は各事業合計)
  - ・生活扶助 : 延18,549世帯
  - ・住宅扶助 : 延19,089世帯
  - ・教育扶助 : 延979人
  - ・医療扶助 : (入院)延1,441人、(外来)延40,469人、(現物給付)延8,544件
  - ・介護扶助 : (介護)延3,408人、(現物給付)37件



- ・出產扶助 : 0件
  - ・生業扶助 : (生業費)0件、(技術習得費)9人、(就職支度金)9人、(高等学校就学費)58人
  - ・葬祭扶助 : 30人
  - ・返還金 : 生活保護法第63条返還金 現年度227件、過年度126件  
生活保護法第78条返還金 現年度32件、過年度92件  
過支給返還金 現年度596件、過年度613件
- (5)中国残留邦人等受給者世帯／受給者 : 8世帯／14人